

第27回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- ・事業報告
直前3事業年度の財産及び損益の状況
主要な事業内容
主要な事業所
主要な借入先の状況
使用人の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- ・連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- ・計算書類
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
- ・監査報告
会計監査人の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

 **NTT DATA** 株式会社 NTTデータイントラマート

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

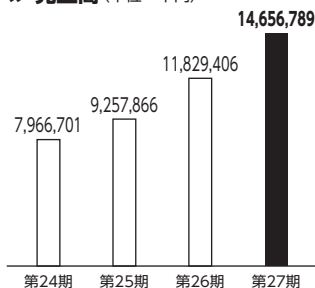
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

1. 企業集団の現況

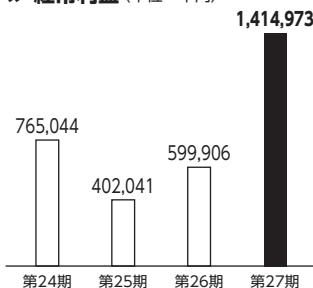
(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

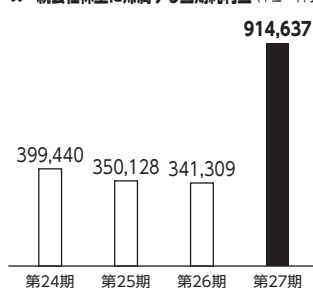
≫ 売上高 (単位：千円)



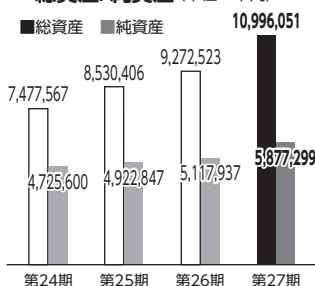
≫ 経常利益 (単位：千円)



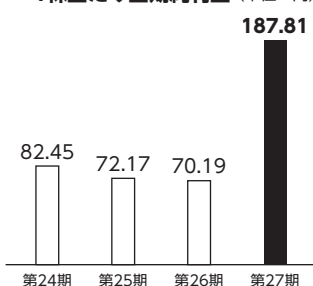
≫ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



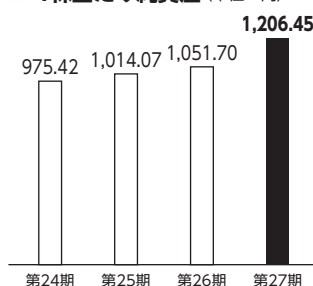
≫ 総資産/純資産 (単位：千円)



≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



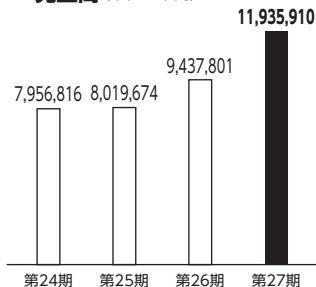
≫ 1株当たり純資産 (単位：円)



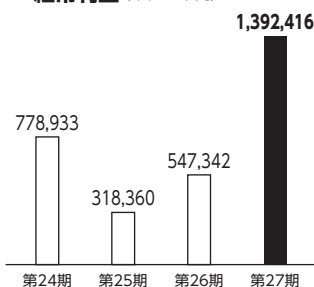
区 分	第 24 期 (2023年 3 月期)	第 25 期 (2024年 3 月期)	第 26 期 (2025年 3 月期)	第 27 期 (当連結会計年度 (2026年 3 月期))
売 上 高 (千円)	7,966,701	9,257,866	11,829,406	14,656,789
経 常 利 益 (千円)	765,044	402,041	599,906	1,414,973
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	399,440	350,128	341,309	914,637
1 株当たり当期純利益 (円)	82.45	72.17	70.19	187.81
総 資 産 (千円)	7,477,567	8,530,406	9,272,523	10,996,051
純 資 産 (千円)	4,725,600	4,922,847	5,117,937	5,877,299
1 株当たり純資産額 (円)	975.42	1,014.07	1,051.70	1,206.45

②当社の財産及び損益の状況

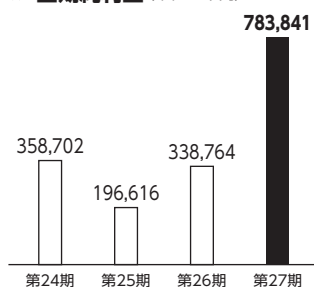
≫ 売上高 (単位：千円)



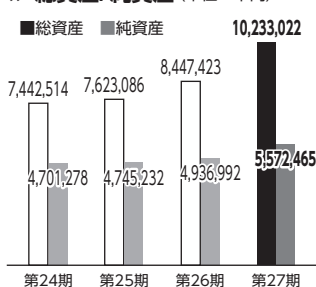
≫ 経常利益 (単位：千円)



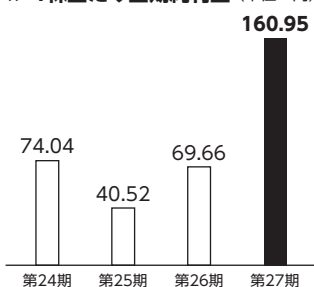
≫ 当期純利益 (単位：千円)



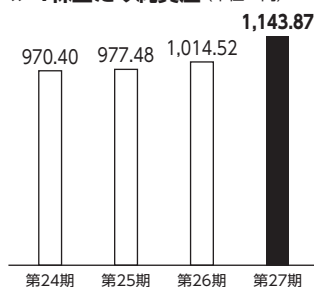
≫ 総資産/純資産 (単位：千円)



≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



≫ 1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第 24 期 (2023年3月期)	第 25 期 (2024年3月期)	第 26 期 (2025年3月期)	第 27 期 (当事業年度 (2026年3月期))
売 上 高(千円)	7,956,816	8,019,674	9,437,801	11,935,910
経 常 利 益(千円)	778,933	318,360	547,342	1,392,461
当 期 純 利 益(千円)	358,702	196,616	338,764	783,841
1株当たり当期純利益 (円)	74.04	40.52	69.66	160.95
総 資 産(千円)	7,442,514	7,623,086	8,447,423	10,233,022
純 資 産(千円)	4,701,278	4,745,232	4,936,992	5,572,465
1株当たり純資産額 (円)	970.40	977.48	1,014.52	1,143.87

(2) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
ソフトウェア事業	エンタープライズ・ローコードプラットフォーム「intra-mart Accel Platform (略称:iAP)」の販売・保守、iAP上で動作する業務アプリケーション「intra-mart Accel Applications」、iAPをクラウド型で提供する「Accel-Mart」を展開しています。
サービス事業	主に「intra-mart」製品を利用したWebシステム構築に関するコンサルティング、システム開発及び教育研修を行っております。

(3) **主要な事業所** (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

(本社) 東京都港区赤坂四丁目15番1号

② 重要な子会社の主要な事業所

第27回定時株主総会 電子提供措置事項記載書面「1. 企業集団の現況 (2) 重要な親会社及び子会社の状況」の「②重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

(4) **主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) **使用人の状況** (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア事業	157名	3名減
サービス事業	314名	27名増
全社 (共通)	37名	1名増
合計	508名	25名増

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	16名増	37歳	7年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は社外から当社への出向者、及び当社から社外への出向者を除いて算出しております。

(6) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69,760千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72,760千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬額の見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、株式の売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提案いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1)業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
 - ・企業倫理については、IMグループ企業倫理規範に基づき、法令遵守を含む取締役及び社員の行動指針とする。
 - ・適法・適正な事業活動のため、法務部門によるリーガルチェックを実施する。
 - ・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
 - ・健全な経営に向け、匿名・記名を問わず社員等からの情報を反映する内部通報制度を設け、通常の業務執行とは異なる情報伝達経路を確保することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。
 - ・内部監査部門は、監査役・会計監査人と連携・協力の上、業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・法令・定款、各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・予見可能なリスクを未然に防止するため、相互に監視及びチェックできる体制を整備し、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
 - ・発生したリスクは、管理本部において総合的に把握し取締役会等へ報告、検討の上、迅速かつ適切な措置を講じる。

- ④ 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 組織の構成と各組織の職務範囲を定める組織規程及び権限の分掌を定める権限規程により、担当部門、職務権限、意思決定ルールを明確化する。
 - ・ 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - ・ 執行役員制度により効率的な業務執行等を図るとともに、経営会議規程を定め、代表取締役社長が的確な意思決定を行うため、代表取締役社長及びその指名する役員等で構成する経営会議を随時開催する。
- ⑤ グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社とは、一定の重要事項について、当社との間で協議又は報告を行わなければならないものとする。
 - ・ 子会社の健全性の確保の観点から、当社内部監査部門によるモニタリングを行う。
 - ・ 当社と子会社間の取引等について、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告が行われる体制を整備する。
 - ・ 各子会社毎に自立的な経営を行うとともに、当社経営会議においてグループ全体の経営状況をモニタリングすることにより、効率的かつ効果的なグループ経営を推進する。
 - ・ 不祥事防止のため、社員教育や研修等を実施するとともに、匿名・記名を問わずグループ会社の社員等からの情報を反映する内部通報制度を設置することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に対する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員の設置を監査役が必要としたときは、当該社員が置かれる指揮命令系統・当該社員の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助する社員を置くものとする。

- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が出席する会議、閲覧する資料、定例的又は臨時的に報告すべき当社と当社グループ会社に係る事項等を取締役と監査役の協議により定め、これに基づいて適宜報告を実施する。
 - ・ 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ取締役及び社員に説明を求める権限を有する。
 - ・ 取締役及び社員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ・ 各監査役の求めに応じ、取締役、会計監査人、内部監査部門等はそれぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
 - ・ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当該請求に基づき支払いを行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・ 当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を14回開催しました。また、常勤の取締役及び本部長を構成員とする経営会議を49回開催し、取締役会付議事項の審議や、月次業績のレビュー等を行っております。
- ・ グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の役員を兼務し、子会社の取締役会にて月次業績や重要事項の決議において確認をし、当社経営会議等にて適切に報告しております。
- ・ コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、グループ会社のコンプライアンスの意識向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ・ 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフを監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人又は内部監査部門との会合を適宜実施するとともに、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	738,756	668,756	3,999,325	△320,250	5,086,587
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△170,322	-	△170,322
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	914,637	-	914,637
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△10	△10
自 己 株 式 の 処 分	-	1,616	-	20,348	21,964
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	1,616	744,314	20,337	766,268
2026年3月31日 期末残高	738,756	670,372	4,743,640	△299,912	5,852,856

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	為替換算調整勘定	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2025年4月1日期首残高	31,633	△283	－	31,350	5,117,937
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△170,322
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	914,637
自己株式の取得	－	－	－	－	△10
自己株式の処分	－	－	－	－	21,964
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	388	919	△8,215	△6,907	△6,907
連結会計年度中の変動額合計	388	919	△8,215	△6,907	759,361
2026年3月31日期末残高	32,022	635	△8,215	24,442	5,877,299

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ・連結子会社の数 3社
 - ・連結子会社の名称
株式会社NTTデータIMジェイエスピー
株式会社BiXiコンサルティング
NTTデータイントラマートソフトウェア系統（上海）有限公司
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ・持分法適用の関連会社の数 3社
 - ・主要な会社等の名称
MBP SMARTEC株式会社
株式会社サザンクロスシステムズ
株式会社BBSマネージドサービス
 - ・前連結会計年度まで持分法関連適用会社でありました協立システム開発(株)は、保有株式売却に伴い持分法適用範囲から除外しております。
 - ・持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、NTTデータイントラマートソフトウェア系統（上海）有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
 - ①重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ)有価証券
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法によっております。
 - (ロ)棚卸資産
 - 商品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～15年

工具器具及び備品 3年～10年

(ロ)無形固定資産

無形固定資産（ソフトウェアを除く）については定額法によっております。

なお、ソフトウェアの減価償却方法は次のとおりです。

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウェア

見込利用可能期間（概ね5年以内）に基づく定額法によっております。ただし、この内サービス提供に用いる自社利用のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（概ね5年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間について

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、4～6年間の定額法により償却を行っております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による按分額を発生翌連結会計年度から定額法により費用処理又は当連結会計年度で一括費用処理することとしております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

(1) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性

①当年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア 1,725,960千円

ソフトウェア仮勘定 645,356千円

連結貸借対照表に計上されているソフトウェア1,725,960千円のうち、市場販売目的のソフトウェアは682,992千円、自社利用のソフトウェアのうち、サービス提供に用いるソフトウェアは839,644千円、自社利用ソフトウェアは203,985千円です。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(イ)市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。

市場販売目的のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、見込販売収益と帳簿価額を比較し、資産性を評価しております。

(ロ)自社利用のソフトウェアのうち、サービス提供に用いるソフトウェア

固定資産の減損会計の適用にあたっては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしており、サービス提供に用いる自社利用ソフトウェアについては、原則としてサービスを提供する単位を基準にグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、サービス提供から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、ソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、特に新規受注の獲得による売上の増加及び既存顧客の解約による売上の減少について不確実性を伴う仮定が使用されております。

市場環境等の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に重要な変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 158,319千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、のれんを含む資産グループで行っております。

被取得企業又は譲り受けた事業の超過収益力として認識されたのれんは、規則的に償却されております。しかし、当初取得時点の事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合には、減損の兆候があると判断いたします。

減損の兆候に該当する場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として測定します。

これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で、特にのれんを含む資産グループの当連結会計年度までの業績及び翌連結会計年度以降の事業計画を勘案し、当連結会計年度末においてのれんの減損の兆候はないと判断しております。

減損の兆候判定において利用している事業計画には、のれんを含む資産グループの関連する売上高の成長率といった主要な仮定が含まれております。当該仮定は、市場環境の変化等により影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分)

当社は、2025年6月19日開催の取締役会において決議いたしました譲渡制限付株式報酬として自己株式処分について、2025年7月18日に払込手続きが完了いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	普通株式5,632株
(3) 処分価額	1株につき3,900円
(4) 処分総額	21,964,800円
(5) 割当先	取締役(※) 2名 1,536株 執行役員 8名 2,048株 従業員 6名 1,536株 子会社取締役 2名 512株 (※)社外取締役及び非常勤取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入致しました譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2025年6月19日開催の取締役会において本自己株式処分を決議いたしました。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	272,155千円
(2) 投資有価証券に含まれる関連会社株式	70,744千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,955,000株	一株	一株	4,955,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	170,322	35円	2025年3月31日	2025年6月20日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	321,524	66円	2026年3月31日	2026年6月19日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①「現金」は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券(社債)	98,600	98,600	—

②市場価格のない金融商品

市場価格のない株式等は、2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額を記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券(非上場株式)	85,407

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 社債	—	98,600	—	98,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価については取引金融機関から提示された時価情報によっております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を15年と見積り、割引率は主に0.402%～1.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 114,879千円
有形固定資産の取得に伴う増加額 -千円
時の経過による調整額 976千円
期末残高 115,856千円

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	ソフトウェア事業	サービス事業	
一時点で移転される財	972,793	－	972,793
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	5,310,240	8,373,755	13,683,995
顧客との契約から生じる収益	6,283,033	8,373,755	14,656,789
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	6,283,033	8,373,755	14,656,789

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、Webシステム基盤を構築するためのパッケージソフトウェア

「intra-mart」製品の販売及び保守を行うソフトウェア事業、及び主に「intra-mart」製品を利用したWebシステム構築に関するコンサルティング、システム開発及び教育研修を行うサービス事業等を行っております。

①ソフトウェア事業

ライセンスの供与と保守サービス

ライセンスの供与は、ライセンス期間にわたり存在する知的財産権にアクセスする権利であれば、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識し、ライセンス供与時に存在する知的財産を使用する権利であれば、顧客に権利が移転した時点で収益を認識しております。また、保守サービスについては、顧客との契約における履行義務の充足に従い、契約期間にわたり収益を認識しております。

②サービス事業

サービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、主として顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から値引き額等を控除した金額で算定しております。また、顧客に財又はサービスを移転する時点と顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内に行われるため、対価に関わる重要な金融要素は含んでおりません。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,523,971
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,297,109
契約資産（期首残高）	663,045
契約資産（期末残高）	908,996
契約負債（期首残高）	1,580,354
契約負債（期末残高）	1,744,562

契約資産は、主にサービス事業において、顧客との契約について当連結会計年度末時点で一部又は全部の履行義務を果たしているが、まだ請求していないサービスにかかる対価に対する当社の権利であります。

契約負債は、主にソフトウェア事業の保守サービスにかかる顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,486,915千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,644,536
1年超2年以内	50,912
2年超3年以内	29,758
3年超4年以内	16,914
4年超5年以内	1,126
5年超6年以内	1,314
合計	1,744,562

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,206円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 187円81銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,500,869	流 動 負 債	3,827,228
現金及び預金	1,331,068	買掛金	1,051,031
売掛金	2,928,950	未払金	187,424
契約資産	844,085	未払費用	91,398
前渡金	7,113	未払法人税等	359,918
前払費用	368,433	未払消費税等	209,089
その他	21,217	賞与引当金	176,650
固 定 資 産	4,732,153	契約負債	1,725,473
有形固定資産	239,418	その他	26,241
建物	196,747	固 定 負 債	833,328
工具器具及び備品	42,671	退職給付引当金	736,501
無形固定資産	2,453,810	資産除去債務	96,827
ソフトウェア	1,726,278	負 債 合 計	4,660,556
ソフトウェア仮勘定のれん	646,901	純 資 産 の 部	
その他	80,557	株 主 資 本	5,572,465
投資その他の資産	2,038,923	資 本 金	738,756
投資有価証券	14,662	資 本 剰 余 金	670,372
関係会社株式	1,003,989	資本準備金	668,756
関係会社長期貸付金	400,000	その他資本剰余金	1,616
貸倒引当金	△191,570	利 益 剰 余 金	4,463,249
敷金及び保証金	287,492	その他利益剰余金	4,463,249
繰延税金資産	435,045	繰越利益剰余金	4,463,249
前払年金費用	1,644	自 己 株 式	△299,912
その他	87,660	純 資 産 合 計	5,572,465
資 産 合 計	10,233,022	負 債 純 資 産 合 計	10,233,022

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,935,910
売上原価		7,077,366
売上総利益		4,858,543
販売費及び一般管理費		3,490,985
営業利益		1,367,558
営業外収益		
受取利息	2,901	
受取配当金	7,144	
イベント協賛金	23,890	
その他	1,522	35,457
営業外費用		
固定資産除却損	6,053	
ゴルフ会員権評価損	4,499	10,553
経常利益		1,392,461
特別利益		
関係会社株式売却益	2,820	2,820
特別損失		
子会社株式評価損	9,999	
関係会社貸倒引当金繰入額	191,570	201,570
税引前当期純利益		1,193,710
法人税、住民税及び事業税	418,433	
法人税等調整額	△8,564	409,869
当期純利益		783,841

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2025年4月1日期首残高	738,756	668,756	-	668,756	3,849,730	3,849,730	△320,250	4,936,992	4,936,992
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	△170,322	△170,322	-	△170,322	△170,322
当期純利益	-	-	-	-	783,841	783,841	-	783,841	783,841
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△10	△10	△10
自己株式の処分	-	-	1,616	1,616	-	-	20,348	21,964	21,964
事業年度中の変動額合計	-	-	1,616	1,616	613,519	613,519	20,337	635,473	635,473
2026年3月31日期末残高	738,756	668,756	1,616	670,372	4,463,249	4,463,249	△299,912	5,572,465	5,572,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - ・その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～15年
工具器具及び備品	3年～10年
 - ②無形固定資産
無形固定資産（ソフトウェアを除く）については定額法によっております。
なお、ソフトウェアの減価償却方法は次のとおりです。
 - ・市場販売目的のソフトウェア
見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
 - ・自社利用のソフトウェア
見込利用可能期間（概ね5年以内）に基づく定額法によっております。ただし、この内サービス提供に用いる自社利用のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（概ね5年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法として、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による按分額を発生の日翌連結会計年度から定額法により費用処理又は当連結会計年度で一括費用処理することとしております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、6年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

(1) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア 1,726,278千円

ソフトウェア仮勘定 646,901千円

貸借対照表に計上されているソフトウェア1,726,278千円のうち、市場販売目的のソフトウェアは682,992千円、自社利用のソフトウェアのうち、サービス提供に用いるソフトウェアは839,644千円、自社利用ソフトウェアは203,641千円です。

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(イ)市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。

市場販売目的のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、見込販売収益と帳簿価額を比較し、資産性を評価しております。

(ロ)自社利用のソフトウェアのうち、サービス提供に用いるソフトウェア

固定資産の減損会計の適用にあたっては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしており、サービス提供に用いる自社利用ソフトウェアについては、原則としてサービスを提供する単位を基準にグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、サービス提供から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、ソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、特に新規受注の獲得による売上の増加及び既存顧客の解約による売上の減少について不確実性を伴う仮定が使用されております。

市場環境等の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に重要な変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 80,557千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、のれんを含む資産グループで行っております。

譲り受けた事業の超過収益力として認識されたのれんは、定期的に償却されております。しかし、当初取得時点の事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合には、減損の兆候があると判断いたします。

減損の兆候に該当する場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として測定します。

これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で、特にのれんを含む資産グループの当事業年度までの業績及び翌事業年度以降の事業計画を勘案し、当事業年度末においてのれんの減損の兆候はないと判断しております。

減損の兆候判定において利用している事業計画には、のれんを含む資産グループの関連する売上高の成長率といった主要な仮定が含まれております。当該仮定は、市場環境の変化等により影響を受けるため不確実性を伴い、翌事業年度の計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分)

譲渡制限付株式報酬として自己株式処分に関する注記については、連結注記表「3. 追加情報」に関する注記に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 238,103千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ①短期金銭債権 | 115,799千円 |
| ②短期金銭債務 | 41,401千円 |

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| ①営業収益 | 851,650千円 |
| ②営業費用 | 281,231千円 |
| ③営業外収益 | 2,900千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| 自己株式の種類及び株式数に関する事項 | |
| 普通株式 | 83,417株 |

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,805千円
賞与引当金	55,680千円
減価償却超過額	20,517千円
投資有価証券評価損	67,243千円
関係会社出資金評価損	39,568千円
関係会社貸倒損失	12,923千円
子会社株式評価損	3,151千円
子会社貸付貸倒引当金	60,383千円
減損損失	36,504千円
退職給付引当金	231,626千円
資産除去債務	30,519千円
資産調整勘定	29,191千円
その他	51,076千円
繰延税金資産小計	<u>648,192千円</u>
評価性引当額	<u>△196,296千円</u>
繰延税金資産合計	<u>451,896千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	<u>16,850千円</u>
繰延税金負債合計	<u>16,850千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>435,045千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
住民税均等割	0.4
評価性引当金	3.7
賃上げ促進税制等	△1.8
のれん償却費	1.1
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>34.3%</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (百万円)	事業の 内容は 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者 の関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	㈱NTTデータ	東京都 江東区	1,000	情報サー ビス業	(被所有) 直接21.8	当社製品 の販売、 システム 開発	製品の販 売及びサー ビスの 提供	827,824	売掛金	97,425
							—	契約負債	166,961	

(2)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (百万円)	事業の 内容は 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者 の関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱BiXiコ ンサルテ ィング	東京都 港区	10百万円	情報サー ビス業	直接100.0	サービスの 委託 役員の兼任 3名	資金の貸付	400,000	関係会 社長期 貸付金	400,000
							受取利息 (注) 3	2,900	未収利息	820
	㈱NTTデ ータIMジ ェイエス ピ	神奈川 県 横浜市	23百万円	情報サー ビス業	直接100.0	サービスの 委託 役員の兼任 5名	製品の販 売及びサー ビスの 提供	18,683	売掛金	4,925
							サービスの 委託	140,996	買掛金	18,107
								未払金	5,137	

(3)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は又出資金(百万円)	事業の内容は又職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	㈱NTTデータ・ビズインテグラル	東京都港区	450	情報サービス業	直接11.1	当社製品の販売の兼任役員1名	製品の販売及びサービスの提供	544,979	売掛金	18,808
								-	契約負債	124,480
								368,265	買掛金	183,190
	受取配当金	4,544	-	-						
	㈱NTTデータ信越	長野県長野市	100	情報サービス業	-	サービスの委託	サービスの委託	1,414,749	買掛金	407,641

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売及びサービスの提供については、他の特約店と同様の取引条件で実施しております。
サービスの委託については、他の委託先と同様の取引条件で実施しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
4. 子会社への貸倒懸念債権に対し、191,570千円の貸倒引当金を計上しております。
5. 当社の親会社であった㈱NTTデータは、保有する当社普通株式の一部を売却したことにより、2026年3月9日付で当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなりました。なお、当社は㈱NTTデータの連結子会社から関連会社となりますが、事業面での連携関係について変更はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,143円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 160円95銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅 谷 哲 史

公認会計士

寺 出 俊 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上